

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

名護市立小中学校における通常登校の再開及び部活動の取り扱いについて (通知)

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

名護市立小中学校においては、令和3年9月10日付、名教委学第1089号により、9月30日までの期間を分散登校等とする旨通知したところですが、長期間にわたる緊急事態宣言が解除されることにより、10月1日(金)から通常登校を再開することと致します。

また10月1日(金)から10月31日(日)まで「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」として、沖縄県対処方針が変更されております。

つきましては、同期間中の各学校の部活動については、下記のとおり変更します。

なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 1 10月1日(金)から10月31日(日)までの部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導ください。
 - ・体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
 - ・ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。
 - ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
- 2 平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内の練習とする。(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)
- 3 練習試合や合同練習も上記2を遵守し行うことができる。但し、移動時の感染症対策も充分講ずること。
- 4 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- 5 県内外での合宿・遠征は行わないこと。
- 6 県内・県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
- 7 長期間にわたる活動制限のため、児童生徒の体力低下等が懸念されるため、熱中症及び怪我、事故防止の観点から、回復期間を設けて活動を行うなど、安全管理の徹底を図ること。
- 8 社会体育施設に関する学校施設の開放について
○活動時間は上記2と同様とする。

※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

【添付資料】別紙